

2023年度職場改善諸要求に関する業務委員会開催！報告第二弾

組合側申し入れ

各車両所の更衣場所や時間、点呼場までの移動時間、面着札の取り扱いなど具体的に「労働時間・指示命令・任意」等を明らかにすること。

会社側回答

点呼実施箇所に至るまで移動についても労働時間ではない。また、面着札についても業務指示として行うものではない。

組合側追及

組合「点呼場までの移動は労働時間ではないというなら、庫内に入るための保護具の着用は必要ないのか？」

会社「強制ではない。できれば着用していただきたい」

組合「いつも庫内に入るのに保護具は必要だと言っているのではないのか？」

会社「・・・点呼実施箇所に至るまで移動についても労働時間ではないので・・・」

組合「点呼までは保護具が必要無くて、点呼時は必要となるのか？安全上問題はないのか？」

会社「そうだ・・・点呼実施箇所に至るまで移動についても労働時間ではないので・・・」

組合「面着札も業務指示ではないというなら、何のためにあるのだ？」

会社「出勤遅延防止対策として行っている」

組合「出勤遅延防止として重要な対策なら業務指示としてやればいいのに、なぜやらないのか？面着札も触らなくていいのか？」

会社「・・・面着札についても業務指示として行うものではないので・・・」

会社は「保護具の着用や出勤遅延防止としての重要な対策」と言っているが、一方では点呼場までの移動時間を認めたくないため、すべて労働時間ではなく、業務指示ではないといているのです。

皆さん！このJR東海会社の言っていることをどう思いますか？！